

令和2年度 神奈川県主任介護支援専門員更新研修募集要項

1 目的

本研修は、主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的に実施します。

2 実施主体

神奈川県

3 運営主体

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会（神奈川県より研修運営を委託）

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階 TEL: 045-671-0284

4 対象者（受講要件）

別添「令和2年度神奈川県主任介護支援専門員更新研修 受講要件詳細」を必ずご確認ください
神奈川県に登録している又は神奈川県内で勤務している主任介護支援専門員であって、次の①から③のすべてに該当し、かつ次のアからカまでのいずれかに該当する者とする。なお、アからエについては、研修申込開始日が属する月の前月から起算して過去5年以内（平成27年10月1日～令和2年9月30日）（※1）で、かつ主任介護支援専門員研修修了後に行ったものを対象とする。

- ① 有効な介護支援専門員証を保有している者
- ② 神奈川県に介護支援専門員の登録をしている、又は神奈川県内で介護支援専門員として就業していること。
- ③ 主任介護支援専門員修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者（令和2年度は主任介護支援専門員研修もしくは主任介護支援専門員更新研修を平成24年4月1日～平成30年3月31日の間に修了した者が対象です。）（※2）

ア 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。「介護支援専門員に係る研修」とは、介護支援専門員を対象とした、介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関する研修で、実施主体が以下のaからeのいずれかであるものとする。なお、ファシリテーターの経験は介護支援専門員法定研修（実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）における経験に限る。

- a 介護支援専門員法定研修実施機関
- b 介護支援専門員連絡会、サービス事業所連絡会、医療・介護・福祉に係る職能団体又は学術団体
- c 都道府県、市区町村
- d 地域包括支援センター

e 社会福祉協議会

イ アのaからeに定める団体が開催する、介護支援専門員を対象とした介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関する法定外の研修等に、ひとつの年度（4月1日から翌年3月31日まで）内で4回以上参加した者。（※1）

ウ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。

エ 神奈川県介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」において、研修受講者を受入れ、実習指導者として受講者の指導をした実績がある者。

オ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

カ 専門学校や大学で、現に教員として医療・介護・福祉の分野において教育にあたっている者。

なお、上記受講要件を満たしている方でも、受講に際して、以下の前提が必要となりますので、ご注意ください。

- * 研修の全日程に参加できる者。
- * 指導実践事例を提出できる者。
- * 主任介護支援専門員更新研修修了までの間、有効な介護支援専門員証を所持している者。
- * 主任介護支援専門員更新研修修了までの間、主任介護支援専門員の有効期間が有効である者。

※1 対象者イの令和2年度実施分については研修受講4回の内、9月30日までに3回の研修を受講しており、かつ残りの1回についても9月30日までに研修申し込みが完了し、11月30日までに修了見込みがある場合、研修申込書等の写しを添付することで、主任介護支援専門員更新研修の申し込みをすることができます。

ただし、令和2年12月10日（木）までに、研修受講証明書、課題レポート等要件を証明できる書類を提出していただく必要があり、提出できなかった場合は、受講決定を取り消すこととします。

※2 介護支援専門員証や主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和2年2月28日から令和4年3月31日までに満了する者について、以下のとおり資格を喪失しない取扱いの期間の終期を定められました。

【介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いの期間】

| 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日 | 資格を喪失しない取扱いの期間の終期 |
|-----------------------------|-------------------|
| 令和2年2月28日から令和3年3月31日まで | 令和4年3月31日 |
| 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで | 令和5年3月31日 |

5 受講者の決定について

受講申込書及び添付書類を審査の上、受講を決定します。受講可否の通知は、12月中旬を目処に本人（自宅宛て）に送付します。受講の可否については、電話での問い合わせに対応いたしません。ただし通知が届かない場合は12月21日（月）以降に事務局までご連絡下さい。

6 定員 237名

定員を上回った場合は神奈川県で介護支援専門員の登録されている者を優先し、総合的に判断します。

7 **開催期間** 令和3年1月6日（水）から令和3年3月24日（水）までの間の8日間

8 **日程・カリキュラム・講師**

別紙「令和2年神奈川県主任介護支援専門員更新研修 日程表・カリキュラム・講師一覧」のとおり

2日目以降は2コースに分かれて行います。希望コースを様式1の希望コース欄にご記入ください。各コースに定員があるため、申込者数によって必ずしも第1希望のコースで決定するわけではございません。ご了承の上お申し込みください。希望コースの記入がない場合は、当方で決めさせていただきます。

9 **事例の提出**

演習科目に沿った他の介護支援専門員に指導を行った事例を使用し演習を行います。実施にあたり、申込時に事前課題として、主任介護支援専門員（スーパーバイザー）として他の介護支援専門員に対して指導を行った指導実践事例を提出していただきます。演習事例として使用するため引継ぎ時の連絡、助言のみ行ったものを指導事例として提出することはお避け下さい。なお、演習事例として使用する際、事例の詳細について追加記述をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 **会場**

関内ホール、藤沢商工会館、横浜市従会館

11 **受講料** 40,700円

- * 受講決定通知とともに納付書をお送りいたします。
- * 受講料納付後の返金については、原則として行いません。

12 **受講申込み・手続き**

受講希望者は、神奈川県介護支援専門員協会ホームページ「法定研修会情報」より必要な書類を印刷し、申込み期限までに受講者本人が郵送で申込んでください。

※申込期間以前に到着したものや、締切日を過ぎた消印のものは受付できませんのでご注意ください。

※消印のないものは受付できない場合がございます。

(1) **申込書受付期間**：令和2年10月1日（木）～令和2年10月30日（金）（当日消印有効）

(2) **受講申込書の送付先**

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員更新研修担当

※直接持参されても受付いたしませんので、必ずご郵送ください。

(3) 申込みに必要な書類

■全員に提出していただくもの

| | |
|---|---|
| 1 | 様式1 受講申込書 |
| 2 | 介護支援専門員証の写し A4サイズ用の紙にコピーして下さい。拡大コピーの必要はありません。 |
| 3 | 主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了証明書の写し A4サイズ用の紙にコピーして下さい。 ※研修修了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、申込時点において所持している介護支援専門員証の写しを提出し、新しい介護支援専門員証が交付され次第、改めて介護支援専門員証の写しを提出して下さい。 |
| 4 | 令和2年度神奈川県主任介護支援専門員更新研修確認票 |
| 5 | 指導実践事例 |
| | ①表紙(別紙1) |
| | ②事例提出書式(別紙2) |
| | * <u>片面印刷で提出して下さい。</u> |
| | * <u>ホチキス等でとめないでください。</u> |

■受講要件ア～オのいずれか1つ提出

| 受講要件 | 提出書類 |
|------------|--|
| 対象者アに該当する方 | 様式2 研修講師等実施証明書 |
| 対象者イに該当する方 | ①様式3 研修受講レポート ②研修実施機関が発行した研修受講証明書の写し(様式は問いません) ※研修受講証明書が無い場合は様式4 研修受講証明書により証明を受けてください。証明書の発行を受けられない場合は、研修資料、受講料領収書、資料の表紙等研修を受講したことが確認できる書類を添付してください ※①、②とも研修4回分を提出していただきます。 |
| 対象者ウに該当する方 | 様式5 演題発表等証明書 |
| 対象者エに該当する方 | 様式7 神奈川県介護支援専門員実務研修実習指導者証明書 |
| 対象者オに該当する方 | 有効期間内の日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し A4サイズ用の紙にコピーして下さい。 |
| 対象者カに該当する方 | 様式6 従事証明書 |

- * 提出書類に不備や不足が多い場合には、受講要件の有無に関わらず不受理とさせて頂く場合があります。
- * 受講申込書類等について、補正及び確認が必要な場合には、神奈川県介護支援専門員協会から連絡を行います。
- * 提出された申込書類は返却いたしません。申込書類一式コピーを取り、原本をご提出いただき、コピーをお手元に保管してください。
- * 対象者ア、ウ、エ、カで提出頂く様式は改変したもの、任意様式のものは認められません。

13 修了証明書

- * 各科目で○×形式の修了評価を行います。
- * 全科目合格者、全日程の修了者に、研修最終日に神奈川県知事の修了証明書を交付します。主任介護支援専門員更新研修修了証明書をもって介護支援専門員証の更新手続きができます。
- * 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修の受講は免除されます。
- * 更新手続きをせずに介護支援専門員業務を行った場合、介護支援専門員の登録消除の対象となりますのでご注意ください。
- * 修了証明書の氏名については常用外漢字が含まれる場合も、常用漢字に置き換えて印字いたしますが、介護支援専門員証の更新手続き等に問題はありません。

14 その他

- * 受講決定後に受講要件及び添付書類の虚偽申請等の不正事実が判明した場合は、受講決定を取り消します。
- * 研修修了後（修了証明書交付後）に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。
- * 受講申込みにあたっては、受講要件に十分ご留意の上、提出書類の作成をお願いします。
- * 受講要件該当の有無については、書類審査をもって行いますので、事前の個別回答は致しかねます。
- * 研修会場へは公共交通機関でお越しください。

15 研修受講にあたっての留意事項

本研修の趣旨を踏まえ、有意義な研修となるよう研修実施にご協力ください。

- * 欠席、遅刻、早退は原則認められません。講義途中での退出を確認した場合は、欠席扱いとさせていただきます。
- * 研修中の携帯電話・パソコンの使用はご遠慮ください。
- * 居眠り、演習に参加しない等研修実施に影響が見受けられた場合には、受講中であっても面談・協議の上、受講を取りやめていただく場合があります。
- * 課題を提出いただく科目もございます。指定された課題の提出が無い場合、研修は受講できず、修了する事ができません。
- * 研修中は講師及び事務局の指示に従うようお願いします。

自然災害等により、研修の実施をやむを得ず見送る場合があります。研修中止の決定があった場合、神奈川県介護支援専門員協会ホームページ（<http://www.care-manager.or.jp/>）で確認してください。

16 問い合わせ先

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会

- (1) 電話：045-671-0284
- (2) F A X：045-671-0287 別添「主任介護支援専門員更新研修についての質問票」にて
- (3) メール（jimu@care-manager.or.jp）